## 盛岡市行政文書の更なる開示申出書

年	月	H

実施機関様

住所又は所在地

氏名又は名称及 び代表者氏名

電話

盛岡市情報公開条例第16条第4項の規定により、次のとおり更なる行政文書の開示を申 し出ます。

開示決定通知書の	平成	年	月	日	盛	第	号
文書番号	1 /3%		)1	Н	т.	N	<i>,</i> ,
開示決定を受けた							
行政文書の表示							
希望する更なる開							
布至りる史なる用		1.51.1.7	BB →		- 11 444	~ 4444	1. 7 PP -
帝 至りる更なる 開 示の実施の区分	□窓口に	おける	開示	□写し	の送付の	の方法に。	よる開示
	□窓口に	おける	開示	□写し	の送付の	の方法に。	よる開示 
	□窓口に	おける	開示	□写し	の送付(	の方法に。	よる開示
示の実施の区分	□窓口に	おける	開示	□写し(	の送付( 	の方法に。	よる開示
示の実施の区分 求める開示の実施	□窓口に	おける	開示	□写し	の送付の	の方法に。	よる開示
示の実施の区分 求める開示の実施	□窓口に	おける 	開示	□写し	の送付(	の方法に。	よる開示
示の実施の区分 求める開示の実施 の方法	□窓口に	おける	開示	□写しの	の送付(	の方法に。 	よる開示 <u></u>
示の実施の区分 求める開示の実施	□窓口に	おける 	開示	□写し	の送付(	の方法に。	よる開示